

平成 27 年 4 月 1 日
群馬パース大学

公的研究費による取引に関する基本事項

群馬パース大学（以下、「本学」という。）において公的研究費によって執行する経費は、平成 19 年 2 月 15 日に文部科学大臣決定として公表された「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公正かつ効率的に使用することとしております。これを踏まえ、社会規範、法令、学内諸規程その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する者とのみ取引させていただきます。

記

- 次に掲げる不正・不適切な取引を行わないこと。
 - 預り金（本学担当部署が事前に了解するものを除く）
 - 支払期日の不明確な取引
 - 取引事実と異なる書類の提出
 - 将来の売買を前提とした貸出（本学担当部署が事前に了解したものを除く）
- 物品でない特殊役務（修理修繕・機器調整・プログラム開発・印刷等）に関しても物品と同様の検収を行うため、伝票とともに「作業報告書」「完了報告書」等を提出すること。
- 本学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。
- 次に掲げる取引を行う場合は、事前に本学担当部署の了解を得ること。
 - 物品等の貸出
 - 物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）
- 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときには、提供すること。
- 取引が不正・不適切であると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じても異議を唱えないこと。

以上